

寒川町広報板の取扱に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町広報に関する規則(昭和55年寒川町規則第9号。以下「規則」という。)第14条に定める寒川町広報板の取扱について、定めるものとする。

(掲示承認期間)

第2条 同一の印刷物における掲示承認期間は1カ月以内とする。ただし、広報戦略課長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 公用の印刷物を掲示する場合、その責務を果たす期間内、掲示できるものとする。

(掲示できる印刷物)

第3条 掲示板に掲示できる印刷物は次のとおりとする。

- (1) 町内団体で活動する団体が行う事業に関するもの
- (2) 町内で開催される事業に関するもの
- (3) 公共性を有するものであって、広報戦略課長が必要と認めたもの

(掲示禁止印刷物等)

第4条 規則第15条に定めるもののほか、収益事業に係る印刷物は掲示することができない。ただし、当該事業が利益の全てを寄附することを目的とする事業である場合は、掲示することができる。

(掲示承認申請)

第5条 掲示板に印刷物を掲示しようとする者は、印刷物掲示承認申請書(第1号様式)により、掲示承認を受けるものとする。

(掲示承認等)

第6条 掲示承認は、印刷物掲示承認書(第2号様式)により行う。

2 承認を受けた印刷物を掲示板に掲示するときは、前項の承認書を印刷物に貼りつけ、承認を受けていることを明示するものとする。

(掲示の方法等)

第7条 印刷物は、承認を受けた者が自ら掲示板に貼りつけ、掲示期間中の印刷物の管理は、承認を受けた者が行うものとする。また、印刷物の掲示は画鋸で行うものとし、掲示に必要な画鋸は承認を受けた者が用意するものとする。

2 掲示期間が満了したときは、速やかにその印刷物を撤去するものとする。また、掲示に使用した画鋸の撤去も同時に行うものとする。

(使用承認の取消等)

第8条 承認を受けた者が、この要領に違反したときは、掲示の承認を取り消すことができる。

(損傷及び滅失の届出)

第9条 承認を受けた者が掲示板を損傷し、または滅失したときは、直ちにその旨を企画政策課長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議し定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。